

北海道事業者温室効果ガス排出量報告制度 Q&A 簡易報告事業者向け（よくあるご質問と回答）

Q 1 排出量報告制度の目的は何か？

A 1 令和5年（2023年）4月に改正した北海道地球温暖化防止対策条例では、特定事業者の方々を対象に、温室効果ガスの排出量を把握し、計画的に排出削減などの取組を実施していただくため、削減等計画書及び実績報告書の提出を求めていましたが、特定事業者以外の方々を対象に、新たに簡易排出量報告制度を創設し、任意に報告をしていただくこととなりました。

この報告制度は、事業者の方々が自社の排出量を算定・把握することで対策を立案・実施し、効果のチェックや排出削減に向けた自主的な取組を促進することを目的としております。

Q 2 事業者温室効果ガス削減等計画書等の公表は、匿名とすることができるのか？、匿名を希望する場合はどのようにすれば良いか？

A 2 今回、新たに創設した事業者排出量簡易報告書については、匿名で公表することを選択することができます。

簡易報告書の様式や電子申請サービスの入力画面に匿名での公表の希望の有無の欄を設けています。

Q 3 事業者排出量簡易報告書において、事業活動に伴い使用したエネルギーや温室効果ガス排出量の算定では、営業車や工事現場の算定の取扱はどうなっているのか？

A 3 簡易報告書においては、事業所の外部で使用した自動車や工事現場でのエネルギー使用量も含めた全てのエネルギー使用量を対象として報告をお願いします。

Q 4 「札幌市内のみに事業所がある場合」や「札幌市と道内の他の市町村で事業所がある場合」は、どこに事業者排出量簡易報告書を提出すれば良いのか？

A 4 事業者排出量簡易報告書の提出は、事業者の方々が任意で報告することができる道独自の制度ですので、「自らの排出量を知りたい」、「排出削減の取組により企業価値を向上させたい」等の意向がある全ての事業者の方々が道に提出することができます。